

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当法人の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき都合により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返金いたします。

記

- ・ 入社後 30日 以内に退職した場合、紹介手数料の 100パーセント返金
- ・ 入社後 60日 以内に退職した場合、紹介手数料の 70パーセント返金
- ・ 入社後 90日 以内に退職した場合、紹介手数料の 50パーセント返金

ただし、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関係法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

以上